

入 学 申 請 手 順

弥勒の里国際文化学院日本語学校 (財)日本語教育振興協会認定校

入学資格

- 外国籍を有し、外国において12年以上の正規の学校教育課程を修了し、かつ、高等学校卒業程度の基礎学力を要する者。
- 年齢が18歳以上である者。
- 日本語学習歴150時間以上、または日本語能力試験の合格者で、日本語能力試験4級以上のレベルの日本語能力を有する者。
- 過去に「在留資格」申請を行い、申請内容の虚偽が理由で不交付となったことがない者。
- 日本国の法律及び学則を遵守でき、集団生活を営むに十分な協調性と社会性を身につけている者。
- 心身共に健康で、日本語学習目的及び卒業後の進路が明確な者。

願書受付期間

- 4月学期生：前年8月～10月末日
- 10月学期生：当年3月～5月末日

選考(選考料 20,000円)

- 申請書類に、日本語訳添付の上、ご郵送、またはご持参ください。当校で厳密な書類チェック、選考を行います。
- 書類不備の場合は受付できません。
- 中国では大連、吉林および福建地区、ベトナムではハノイ、ホーチミン地区において9月下旬および4月下旬に当校担当者が直接おもむき、面接および筆記試験を実施する予定です。日時、場所等詳細は後日通知します。

在留資格認定申請

当校での選考後、合格者の書類のみ入国管理局に提出され、審査を受けることとなります。入国管理局での約2ヶ月の審査終了後、合否が決定されます。許可の場合、在留資格認定証明書が交付されます(4月生は3月、10月生は9月に決定)。在留資格は就学ビザで、日本語学校在学期間中は更新を行います。ただし出席、成績不良者はこの限りではありません。また、選考料は在留資格認定の結果が不合格の場合でもご返還できませんので、ご了承ください。

在留資格認定証明書送付

在留資格認定申請の結果が分かり次第、本人や代理人の方、または留学院に連絡をしますので、認定された方は請求書に基づき学費を納入下さい。学費納入が確認され次第、認定証明書を渡します。学費につきましては、指定の期日までにお支払いください。

査証申請

在留資格認定証明書と入学許可証を受取後、その他必要な書類と共に、本人が各国の在外日本国領事館または大使館に行き、査証の申請を行います。

来日準備

査証を交付された方は、必ず、来日 10 日前までに利用する航空会社および便名を当校まで連絡して下さい。

入国が入学日より遅れる場合等、随時学校までご連絡下さい。

来日時には、できるだけ広島国際空港、または岡山国際空港をご利用ください。

来日

来日後、入学手続き、入寮手続きなどを行い、その後、市役所で外国人登録及び国民健康保険加入の手続きを行います。同時に銀行へ行き口座を開きます。各手続き終了後、指定日にオリエンテーション、レベルチェックテストを行います。

納付金の返還

在留資格認定証を交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず不来日の場合、選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可証、在留資格認定証明書の返却が必要。

在外公館で入国査証の申請をしたが認められず来日できなかった場合、選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可証の返却と「在外公館において入国査証が発給されなかったことの確認」が必要。

入国査証を取得したが、来日の前に入学を辞退した場合、入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可証の返却が必要。

入国査証を取得し来日し入学した学生が、中途退学した場合、選考料と入学金は返還しない。授業料や施設設備費等も原則として返還しない。来日後の不入学に伴う返還についてもこれと同等とみなす。

注)原則として、コース途中の退学は認めません。

以上